

緊急生活支援事業

尾鷲市社会福祉協議会では、三重県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業などのほかにも、独自事業として一時的に生活困窮状態に陥った方を対象として、生活の再建に向けた相談とともに次の緊急生活支援を行っています。

(1) 福祉金庫緊急貸付

緊急的かつ一時的な困窮状態を回避するため、特に緊急性が高い場合に限定して少額の金銭的貸付を行います。ただし、貸付による解決・返済の見込みがない場合は対象とならない場合もあります。

<例>

- ・ 公共料金が払えずにライフラインが止められてしまう。
- ・ 仕事に行くためのガソリン代がない。 など

<対象者の条件>

- ・ 尾鷲市に在住
- ・ 状況が緊急的であり、三重県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金貸付の対象外または緊急小口資金貸付では間に合わない
- ・ 貸付後に返済の見込みがある
- ・ 生活再建に向けた相談支援を受け、生活再建に向けた誠意がある

(2) 緊急食料等支給事業

生活困窮状態により食べるものがないなど、他の支援が望めない場合であって緊急的に支援が必要な場合、数日分の食料等を提供します。食料等の支給だけではなく、生活再建に向けた相談支援を合わせて行います。

